

○浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規程

平成22年4月1日

告示第45号

改正 平成23年6月10日告示第48号

平成25年3月29日告示第43号

平成26年10月1日告示第95号

令和2年2月27日告示第16号

(題名改称)

令和2年5月27日告示第87号

令和3年5月31日告示第100号

令和4年3月25日告示第31号

注 平成26年10月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この告示は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活に必要な用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業を実施することについて必要な事項を定め、もってこれら在宅の小児慢性特定疾病児童及びその家族の福祉の増進に資することを目的とする。

(令2告示16・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、小児慢性特定疾病児童とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童又は同項第2号に規定する成年患者であつて、同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けたものをいう。

(令4告示31・全改)

(用具の種目等及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具に係る種目、性能等及び耐用年数は、別表第1のとおりとする。

2 用具の給付の対象者は、市内に住所を有し、かつ、別表第1の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とならない者に限る。)のうち、市長が必要があると認めるものとする。

(令2告示16・令4告示31・一部改正)

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）が行う市長への申請は、浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第1号）による。

(令2告示16・令4告示31・一部改正)

(給付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成するとともに、その必要性を審査した上で、給付を承認する旨又は承認しない旨の決定をするものとする。

2 市長は、用具の給付を承認すると決定したときは、浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付承認決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、用具の給付を承認しないと決定したときは、浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(令2告示16・一部改正)

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付に当たっては、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 前項の規定による委託を受けた業者は、前条第2項の規定による用具の給付を承認すると決定された者に対し、用具の納品を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 前条第2項の用具の納品を受けた者（以下「利用者」という。）は、その負担能力に応じて、当該用具の購入に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項に規定する利用者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

3 利用者は、利用者負担額を、用具を納品した業者に対して給付券を添付して直接支払うものとする。

(令2告示16・一部改正)

(費用の請求)

第8条 用具を納品した業者は、当該用具の製作又は販売に必要な経費（以下「経費」

という。)から利用者負担額を控除して得た額を、市長に請求するものとする。この場合において、経費の上限は、別表第1に掲げる額とする。

2 業者は、前項の規定による請求を行うときは、当該利用者の給付券を請求書に添付して行うものとする。

(令2告示16・一部改正)

(ストーマ装具及び人工鼻の特例)

第9条 市長は、申請者等の手続の利便を考慮し、ストーマ装具及び人工鼻については、次のとおり取り扱うことができるものとする。

(1) 暦月を単位として、給付券1枚につき2か月分の決定内容を記載して交付すること。

(2) 給付券は、申請1回につき2枚(4か月分)まで一括交付とすること。

(3) 第7条第2項に規定する利用者負担額については、給付券1枚に記載された基準額又は見積額について行うこと。

2 ストーマ装具及び人工鼻の給付開始月は、その申請日が月の初日であるときは申請日の属する月から開始し、それ以外のときは申請日の属する月の翌月から開始するものとする。

(令2告示16・追加)

(管理)

第10条 利用者は、給付された用具を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(令2告示16・旧第9条繰下)

(再給付の制限)

第11条 用具の再給付については、別表第1に掲げる耐用年数に応じ相当に期間を経過した後でなければ、同種目の用具の給付は原則として行わないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(令2告示16・旧第10条繰下)

(給付の取消し等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の用具の給付を承認する決定を取り消し、又は既に給付した用具若しくは給付に要した費用の一部又は全部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により用具の給付を受けたとき。

(2) 第3条第2項に規定する給付の対象者でなくなったとき。

(3) 給付の目的に反して用具を使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供し

たとき。

(令2告示16・旧第11条線下)

(給付台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、浦添市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(令2告示16・旧第12条線下・一部改正)

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2告示16・旧第13条線下)

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月10日告示第48号)

この告示は、平成23年6月10日から施行し、改正後の浦添市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第43号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日告示第95号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和2年2月27日告示第16号)

この告示は、令和2年2月27日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和2年5月27日告示第87号)

この告示は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年5月31日告示第100号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日告示第31号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第8条、第11条関係)

(令2告示16・全改)

種目	対象者	性能等	上限額	耐用年数
便器	常時介護を要する	小児慢性特定疾病児童が容易に	4,900円	8年

	者	使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	6,000円（手すりをつけた場合）	
特殊 マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊 便器	上肢機能に障がいのある者	脚踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊 寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
歩行 支援 用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
入浴 補助 用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円	8年
特殊 尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年
体位 変換	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に	16,500円	5年

器		使用し得るもの		
車いす(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
クーレルベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580円	年度につき1回
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者が容易に使用し得るもの	173,250円	5年
スト	人工肛門を造設し	小児慢性特定疾病児童又は介助	9,460円(月額)	

一マ 装具 (消 化器 系)	た者	者が容易に使用し得るもの		
スト 一マ 装具 (尿 路系)	人工膀胱を造設し た者	小児慢性特定疾病児童又は介助 者が容易に使用し得るもの	12,430円(月額)	
人工 鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必 要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助 者が容易に使用し得るもの	10,725円(月額)	

別表第2(第7条関係)

(令2告示87・全改)

費用負担基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		費用負担基 準月額	加算基準月 額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護 世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均 等割の額のみ課税世帯		2,250円	230円	
D階層	A階層、B階層及び C階層を除き当該 年度分の市町村 民税の課税世帯 であって、その市 町村民税所得割	所得割の年額 D1階層	2,900円	290円	
		3,000円以下			
		3,001円~5,800円	D2	3,450円	350円
		5,801円~8,700円	D3	3,800円	380円
		8,701円~13,000円	D4	4,250円	430円
	13,001円~17,400円	D5	4,700円	470円	

の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,401～22,400円	D 6 "	5,500円	550円
	22,401～28,200円	D 7 "	6,250円	630円
	28,201～58,400円	D 8 "	8,100円	810円
	58,401～75,000円	D 9 "	9,350円	940円
	75,001～96,600円	D10 "	11,550円	1,160円
	96,601～121,800円	D11 "	13,750円	1,380円
	121,801～175,500円	D12 "	17,850円	1,790円
	175,501～221,100円	D13 "	22,000円	2,200円
	221,101～380,800円	D14 "	26,150円	2,620円
	380,801～549,000円	D15 "	40,350円	4,040円
	549,001～579,000円	D16 "	42,500円	4,250円
	579,001～700,900円	D17 "	51,450円	5,150円
	700,901～849,000円	D18 "	61,250円	6,130円
	849,001～1,041,000円	D19 "	71,900円	7,190円
1,041,001円以上	D20 "	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円	

備考

1 費用負担月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の費用負担基準額表の適用を受けるときは、その月の費用負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、費用負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児

童本人に市町村民税が課されているときは、本人につき、扶養義務者に準じて費用負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数箇月別居しているとき、病気治療のため一時土地の病院に入院しているとき、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としているとき等は、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）であって、家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものとする。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算するときには、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法に

よる被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

- 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取り扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その費用負担月額算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることが可能とする。
- 指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。
- 生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。
- 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 費用負担基準額表の適用時期

毎年度の別表第2「費用負担基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 費用負担基準額表中、費用負担基準月額欄に「全額」とあるのは、利用者が負担する額について、当該日常生活用具の給付に要した費用総額を超えないものであること。

4 費用負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があったときには、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の扱いとする。